

# 「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」において指摘された指定に係る課題

## がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会 において指摘された指定に係る課題

1. 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」において、具体的な診療実績を要件として求めているが(悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上 等)、「概ね満たすこと」とされており、指定の可否について検討する際に判断が難しいことから、明確化する必要がある。
2. 地域がん診療連携拠点病院については、2次医療圏内に原則1カ所とされているが、複数の医療機関が同一の2次医療圏から新規推薦される場合は、「当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、この限りではないものとする」とされている。同一の2次医療圏内に複数の医療機関を指定する際の基準をより明確化する必要がある。
3. がん診療連携拠点病院に指定されている医療機関の設備や医療提供体制が変更した場合の対応について、一定の基準が必要である。  
(例: 移転に伴い本院と付属外来センターに分かれ、外来化学療法室が付属外来センターに移行することとなり、本院のみでは指定要件を全て充足することが出来ない、等)

診療実績に関する現行の要件は以下のとおり。

## 指針 - 2 診療実績

(1) または を概ね満たすこと。

・以下の項目をそれぞれ満たすこと

・院内がん登録数	500件以上
・悪性腫瘍の手術件数	400件以上
・がんに係る化学療法のべ患者数	1000人以上
・放射線治療のべ患者数	200人以上

・相対的な評価 (カバー率)

- ・当該2次医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。

3

## 第9回～11回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会で運用上対応してきたもの

➤ 以下、1～2について運用上対応してきた。

1. 診療実績 または を概ね満たすこと  
この「概ね」は9割以上

2. (既指定の医療機関が存在する2次医療圏から、医療機関が新規推薦された場合)

当該都道府県におけるがん診療の質の向上及び  
がん診療の連携協力体制の整備がより一層図られること  
が明確である場合、指定可

の充足 + 当該医療機関を指定することによって、都道府県の  
がん医療にもたらされる相乗効果について説明を要求

➤ 3については、現行の指針上判定が困難であった。

がん診療連携拠点病院に指定されている医療機関において指定期間中に機能分化し(本院 + 付属外来センター)、医療提供体制が変更したことによって、本院のみでは要件が充足できなくなった。

4

- がん診療連携拠点病院等の指定に関する指針については、次期がん対策推進基本計画策定後に、根本的に見直してはどうか。
- 今回は、今後指針の改正を行うまでの間、現在がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会において運用上課題となっている点について、整理を行ってはどうか。

## 1. 診療実績 または を概ね満たすこと

### 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について(抜粋)

#### 2 診療実績

##### (1) または を概ね満たすこと。

以下の項目をそれぞれ満たすこと。

ア 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分)年間500件以上

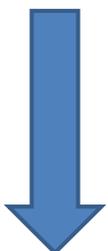
イ 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上

ウ がんに係る化学療法のべ患者数 年間1000人以上

エ 放射線治療のべ患者数 年間200人以上

相対的な評価(カバー率)

当該2次医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。

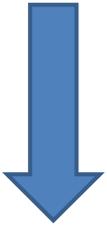


注意書きとして以下の内容を追記してはどうか。

この場合の概ねは9割とする。

## 2. 既指定の医療機関が存在する2次医療圏から、医療機関が新規推薦された場合

指針において、「地域がん診療連携拠点病院については、2次医療圏(都道府県拠点病院が整備されている2次医療圏を除く。)に1カ所」とされている。複数の医療機関が同一の2次医療圏から新規推薦される場合、「当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、この限りではないものとする」とされている。



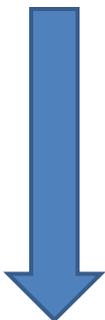
指針または「がん診療連携拠点病院等の指定の考え方」(参考資料3)の中に、以下のような内容を追記してはどうか。

- 診療実績 を含めた指定要件を全て充足していること。
- 新規推薦の医療機関における診療実績が、同一2次医療圏内において既に指定を受けているがん診療連携拠点病院を上回る場合は、当該医療機関を先に推薦しなかった理由などを十分に説明すること。

等

## 3. その他現行の指針では判断が困難な課題

がん診療連携拠点病院に指定されている医療機関が移転に伴い本院と附属外来センターに分かれることとなった。その際、外来化学療法室が附属外来センターに移行することとなり、本院のみでは指定要件を全て充足することが出来なくなった。



本案件のような事例に対応するために、指針に以下の内容を追記してはどうか。

指定の有効期間において当該医療機関のがん診療提供体制が変更する場合(外来部門を附属外来センターに分離する場合等)は、文書にて迅速にその旨について厚生労働大臣に届け出ること。また、当該医療機関の指定については、第三者によって構成される検討会の意見を踏まえ、指定継続の可否について判断するものとする。